

びん、缶、蛍光灯、乾電池、布類、廃食用油、
ビデオテープ類、農業用マルチ、水銀含有物

資源物などの拠点収集年間スケジュール

(平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月)

| | 第 1 木曜日 | 第 2 木曜日 | 第 3 木曜日 | 第 4 木曜日 | 休日拠点収集 第 1・3 日曜日 |
|--------------------|---|---|---|---|--|
| 4 月 | 6 日 | 13 日 | 20 日 | 27 日 | 2 日 16 日 |
| 5 月 | 4 日 | 11 日 | 18 日 | 25 日 | 7 日 21 日 |
| 6 月 | 1 日 | 8 日 | 15 日 | 22 日 | 4 日 18 日 |
| 7 月 | 6 日 | 13 日 | 20 日 | 27 日 | 2 日 16 日 |
| 8 月 | 3 日 | 10 日 | 17 日 | 24 日 | 6 日 20 日 |
| 9 月 | 7 日 | 14 日 | 21 日 | 28 日 | 3 日 17 日 |
| 10 月 | 5 日 | 12 日 | 19 日 | 26 日 | 1 日 15 日 |
| 11 月 | 2 日 | 9 日 | 16 日 | 23 日 | 5 日 19 日 |
| 12 月 | 7 日 | 14 日 | 21 日 | 28 日 | 3 日 17 日 |
| 1 月 | 4 日 | 11 日 | 18 日 | 25 日 | 7 日 21 日 |
| 2 月 | 1 日 | 8 日 | 15 日 | 22 日 | 4 日 18 日 |
| 3 月 | 1 日 | 8 日 | 15 日 | 22 日 | 4 日 18 日 |
| 収集地区 及び 収集時間 | 町 3 区 (6:30～7:30) 北割区 (6:30～7:00) 南割区 (6:30～7:30) 新田区 (6:30～7:30) 大田切区 (6:30～7:30) | 町 1 区 (6:45～7:15) 中越区 (6:45～7:15) つつじが丘区 (6:30～7:30) | 町 3 区 (6:30～7:30) 北割区 (6:30～7:00) 南割区 (6:30～7:30) 新田区 (6:30～7:30) 大田切区 (6:30～7:30) 町 2 区 (6:30～7:00) | 町 1 区 (6:45～7:15) 大久保区 (6:45～7:15) 中越区 (6:45～7:15) 大原区 (7:00～8:00) | 役場駐車場 (西側車庫付近) (8:30～12:00) 小型家電の 回収も行います。 |

取り灰・犬猫などのトイレ砂の拠点収集年間スケジュール

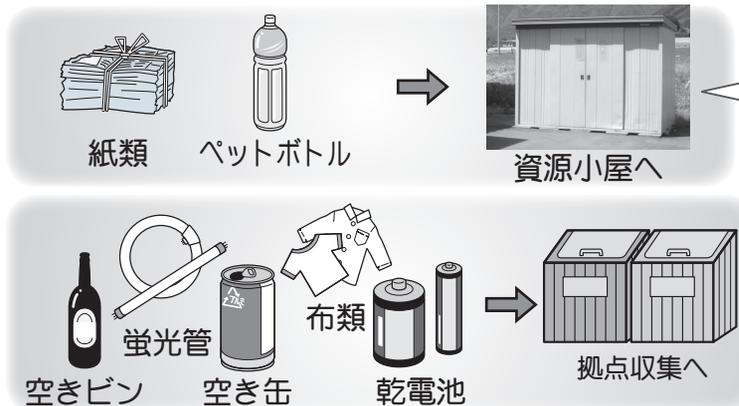
| 実 施 日 | | | | | |
|------------------------|----------------------|--------------|---------------|-------------|---------------|
| 4 月 17 日(月) | 5 月 15 日(月) | 6 月 19 日(月) | 7 月 17 日(月・祝) | 8 月 21 日(月) | 9 月 18 日(月・祝) |
| 10 月 16 日(月) | 11 月 20 日(月) | 12 月 18 日(月) | 1 月 15 日(月) | 2 月 19 日(月) | 3 月 19 日(月) |
| 収 集 場 所 | | | | | |
| 町 1 地区高齢者支え合い拠点施設西資源小屋 | ・・・・・・・・資源小屋の前 | | | | |
| 津島神社西 | ・・・・・・・・ごみ袋の収集と同じ場所 | | | | |
| 町 3 地区高齢者支え合い拠点施設 | ・・・・・・・・資源小屋の前 | | | | |
| 南割地区高齢者支え合い拠点施設 | ・・・・・・・・資源小屋の前(看板あり) | | | | |
| 大田切地区高齢者支え合い拠点施設 | ・・・・・・・・ごみ袋の収集と同じ場所 | | | | |

※祝日の場合でも収集します。

- 提出時間 午前 7 時から午前 7 時 30 分(※必ず守ってください。)
- 袋は青色の指定袋(燃やせないごみ用)を使って出してください。指定ごみ袋以外で出した場合、収集しません。
- 袋へは、「灰」または「トイレ砂」と、提出者の区・班・氏名等を記入してください。
- 取り灰以外の物は、混入しないでください。
- 犬・ねこ等のトイレの砂は、取り灰とは混ぜずに、砂のみとして袋に入れて同じ日に出してください。

ごみの減量化・資源化の推進のため、資源物の収集にご協力をお願いします！

資源物として出せるもの



雑紙を資源化してごみを減量！

お菓子やティッシュの箱、メモ用紙などは大きな紙袋に入れて資源小屋へ出しましょう！



複数の収集方法があります
ページ下部をご覧ください

布類として出せるもの

- 出し方**
- ①洗濯したあと、きれいにたたむ
 - ②無色透明な袋に入れて出す

ボタンやファスナーはつけたまま！

出せるもの

Tシャツ、Yシャツ、ブラウス、ズボン、スウェット、トレーナー、パジャマ、肌着・下着（きれいな物）、タオル、シーツ、座布団カバー、布団カバー、ハンカチ、毛布、作業着、背広、スーツ、ジーンズ、服、コート、オーバー、セーター、フリース、ダウンジャケット、ネクタイ、靴下、マット、帽子、カーテン（レースもよい。金具は取る）

出せないもの

雨がっぱ、ストッキング、軍手、まくら、じゅうたん、布団、座布団、ぬいぐるみ、電気毛布、ぞうきん

濡れているもの、汚れているもの、破れているもの、臭いのひどいものなどは出せません！

小型家電を回収しています！

ダンボールやビニール包装などは外してから出してください！

出せるもの

家庭で使用している電気や電池で動く家電製品（例：パソコンや携帯電話、オーディオプレーヤーやデジカメなど）

①粗大ごみ収集での回収

日時：6月、11月（年2回）
場所：村内4箇所
※事前に広報でご確認ください

②役場での回収（休日拠点収集）

日時：毎月第1、3日曜日
午前8時30分～正午
場所：役場駐車場

以下のものは出せません！

家電リサイクル法対象4品目、電気カーペットなど（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン）

詳しくは村ホームページまたはお電話でお問い合わせください

※役場でも随時回収しています！

午前8時30分～午後5時15分
年末年始、祝祭日を除く平日のみ

廃食用油の回収もしています！

平成29年4月1日から！

出し方

- ①使用済み油に残っているカスを網などで取り除く
- ②油をペットボトルに入れ、キャップで栓をする
- ③回収場所に設置されている回収BOXにペットボトルのまま入れる

以下のものは出せません！

- ・動物性油脂（ラードなど）
- ・機械油（エンジンオイルなど）
- ・廃油処理剤を使って固めたもの

①地区での回収

各地区の拠点収集で回収します。日時は15ページをご確認ください。

③直接持ち込み

日時：株イナック営業時間内（月～土曜日）
午前8時～午後5時
場所：株イナック
☎85-4111

②役場での回収（休日拠点収集）

日時：毎月第1、3日曜日
午前8時30分～正午
場所：役場駐車場

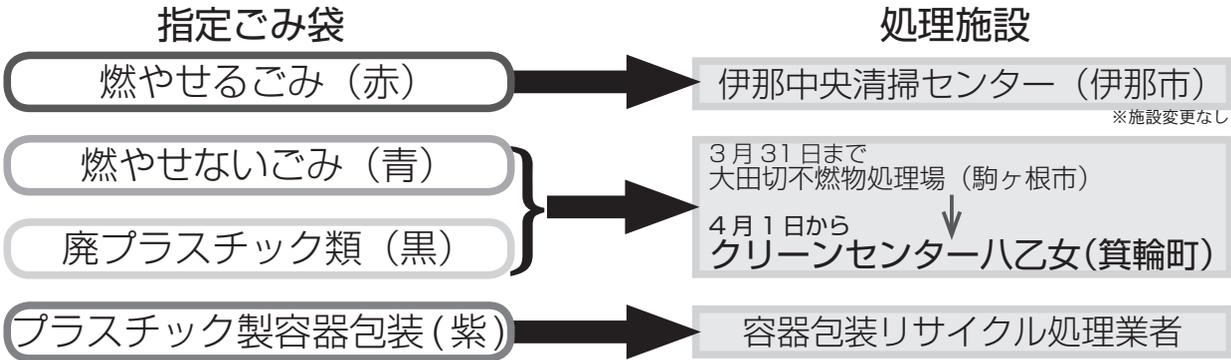
※土曜日の場合は事前に電話連絡が必要です！

～捨てればごみ、分ければ資源～

閩住民課 住民係 ☎85-3183

①平成 29 年 4 月 1 日から 燃やせないごみなどの出し方が変わります

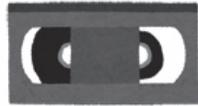
宮田村では現在、燃やせないごみ、プラスチックごみは大田切不燃物処理場（駒ヶ根市）で処理していますが、平成 29 年 4 月 1 日からはクリーンセンター八乙女（箕輪町）で処理します。施設が変わるため、ごみの出し方が一部変わります。



②ごみの出し方が一部変わります

平成 29 年 4 月 1 日から、ビデオテープ類、農業用マルチ、水銀含有物は指定ごみ袋で出せなくなり、各地区の拠点収集などへ出していただきます。

指定ごみ袋では出せなくなるごみ



ビデオテープ類（家庭菜園用など少量のもの）



農業用マルチ



水銀含有物



回収場所と日時

①地区での拠点収集回収

区によって日時が異なりますので、15 ページ「資源物の拠点収集年間スケジュール」を参照ください。
場所：各地区拠点収集の実施場所

②役場での回収（休日拠点収集）

日時：毎月第 1、3 日曜日 午前 8 時 30 分～正午
場所：役場駐車場西側車庫付近

③粗大ごみ収集

日時：6 月、11 月（年 2 回）
場所：村内 4 箇所（※事前の広報でご確認ください）

④役場窓口

役場が開庁している日
午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

出し方

品目ごとに透明な袋に入れてください。

- ・他の品目と混ざっていると回収できません！
- ・農業用マルチは、家庭菜園など少量のもののみ収集します。事業用、大量に出る場合は販売店にお問い合わせください。



③伊那中央清掃センターの施設利用料金が変わります

施設利用料金

※一般家庭ごみを事業者
に運搬を依頼して搬入
した場合は事業系ごみ
扱いとなります。

| 種類 | 現行 | 平成 29 年 4 月 1 日から |
|-------|-------------------|--|
| 家庭系ごみ | 10kg あたり 100 円 | 20kg まで 400 円、 20kg を超えた分は 10kg あたり 200 円 |
| 事業系ごみ | 10kg あたり 400 円 | 変更なし (10kg あたり 400 円) |

③粗大ごみをクリーンセンター八乙女へ 直接搬入できるようになります

直接搬入できるもの

指定ごみ袋に入らない
大型ごみ

※指定ごみ袋に入る
ごみは、ごみ袋に入
れてごみステーションに出してください。



施設運営日

月曜～金曜日と第 1、3 日曜日
午前 8 時 30 分～午後 3 時 30 分
※年末年始、祝日はお休みです。
※平成 29 年 4 月 2 日(日)は受け入れしません。

施設利用料金

家庭系ごみ 20kg まで 400 円、20kg を超
えた分は 10kg あたり 200 円
事業系ごみ 10kg まで 400 円
※一般家庭ごみを事業者に運搬を依頼して搬入
した場合は事業系ごみ扱いとなります。



ごみの内容によって、受け入れでき
ない場合があります。詳しくは直接
処理施設へお問い合わせください。

☎クリーンセンター八乙女
☎0265-79-8773

④指定ごみ袋の証紙手数料が変更になります

平成 29 年 10 月 1 日から、指定ごみ袋の証紙手数料が変わります。

現在使用している指定ごみ袋を平成 29 年 10 月 1 日以降に使用する場合は、指定ごみ袋
に差額分のシール式証紙を購入して貼らないと出すことができません。

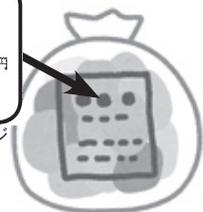
指定ごみ袋の種類と処理手数料一覧

| 種類 | サイズ | | 手数料 (袋 1 枚あたり) | |
|-----------------------------|-----|--------------|-------------------|-----------------------------|
| | | | 平成 29 年 10 月から | 平成 29 年 9 月まで |
| 燃やせるごみ (赤) | 大 | 約 45 リットル | 50 円 | 30 円 |
| | 中 | 約 35 リットル | 40 円 | ※平成 29 年 10 月から新 たに追加 |
| | 小 | 約 20 リットル | 30 円 | 30 円 |
| 燃やせないごみ (青) 廃プラスチック類 (黒) | — | 約 35 リットル | 40 円 | 30 円 |
| プラスチック製容器包装(紫) | — | 約 50 リットル | 無料 | 無料 |

シール式証紙は 1 枚 10 円
で、役場窓口か指定小売店で
購入することができます。

現在使用している指定ごみ
袋を 10 月以降に使用する場
合の、必要なシール式証紙の
枚数は以下の通りです。

- ・燃やせるごみ (大)
…2 枚 (20 円)
- ・燃やせないごみ
…1 枚 (10 円)
- ・プラスチックごみ
…1 枚 (10 円)



- ・新しい指定ごみ袋は平成 29 年 9 月 1 日から販売します。
- ・現在使用している袋は、平成 31 年 4 月以降は使用できません。 ※証紙イメージ
必要以上に指定ごみ袋を購入しないようにしましょう。